

労働時間削減のために

- 1 各事業所の長は、時間外勤務及び休日時間外労働を極力なくすようにすること。
- 2 ひと月の時間外労働と休日時間外労働の合計時間が次の時間を超える場合は、理事長の許可を得ることとする。

次長補佐・次長	15時間
副主任・主任	10時間
一般職員・リーダー	5時間

- 3 退勤時刻の記録は、必ず所定の退勤時刻どおりに記録すること。
1分でも超過することがないように十分注意してください。

2023年6月6日

社会福祉法人 青谷学園
理事長 白 樫 忠